

基準条例の概要について

番号	条例名称	条例の位置付け	改正内容		対象サービス
			共通	個別	
①	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	・障害福祉サービス事業の指定を受けるに当たり満たすべき基準を定めたもの ・指定を受けるには、①及び③の基準を満たすことが必要		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項のファイルでの備え置き可能</li> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能（日中系・その他）</li> <li>就労定着支援事業者との連携（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）</li> <li>就労支援員の常勤要件廃止（就労移行支援）</li> <li>自己評価義務（就労継続支援A） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）</li> <li>日中活動系（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）</li> <li>居住系（短期入所、共同生活援助）</li> <li>その他（就労定着支援、自立生活援助）</li> </ul>
②	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	・障害者支援施設の指定を受けるに当たり満たすべき基準を定めたもの ・指定を受けるには、②及び⑥の基準を満たすことが必要		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項のファイルでの備え置き可能</li> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能</li> <li>就労支援員の常勤要件廃止（就労移行支援）</li> <li>就労定着支援事業者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援</li> </ul> <p>※日中：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B ※夜間：施設入所支援</p>
③	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	・障害福祉サービス事業（施設を有するものに限る）を行うに当たり満たすべき「最低基準」を定めたもの	<p>①虐待防止のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</p> <p>②感染症防止のための検討委員会の設置、研修・訓練の実施等の義務化【3年間の経過措置あり】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援事業者との連携（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）</li> <li>就労支援員の常勤要件廃止（就労移行支援）</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能</li> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> <li>自己評価義務（就労継続支援A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動系（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）</li> </ul>
④	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	・地域活動支援センターを運営するに当たり満たすべき基準を定めたもの		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センター（障害者等が創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流を進めるために通う施設）</li> </ul>
⑤	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	・福祉ホームを運営するに当たり満たすべき基準を定めたもの	<p>③感染症や災害発生時に継続的にサービスを提供するための業務継続計画の策定、研修・訓練の実施等の義務化【3年間の経過措置あり】</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉ホーム（家庭環境、住宅事情等の理由により居宅での生活が困難な障害者を低廉な料金で受け入れる施設）</li> </ul>
⑥	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	・障害者支援施設を運営するに当たり満たすべき「最低基準」を定めたもの	<p>④非常災害訓練における地域住民との連携</p> <p>⑤勤務体制の確保等のための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能</li> <li>就労支援員の常勤要件廃止（就労移行支援）</li> <li>就労定着支援事業者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援</li> </ul> <p>※日中：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B ※夜間：施設入所支援</p>
⑦	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	・通所支援事業の指定を受けるに当たり満たすべき基準を定めたもの（通所支援事業には最低基準はない）		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項のファイルでの備え置き可能</li> <li>従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除（児童発達支援、放課後等デイサービス）【2年間の経過措置あり】</li> <li>医療的ケア児が利用する場合の原則看護職員配置義務（児童発達支援、放課後等デイサービス）</li> <li>看護職員を配置する場合の児童指導員及び保育士の総数要件（児童発達支援センター）【1年間の経過措置あり】</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能</li> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</li> </ul>
⑧	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	・障害児入所施設の指定を受けるに当たり満たすべき基準を定めたもの ・指定を受けるには、⑧及び⑨の基準を満たすことが必要		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項のファイルでの備え置き可能</li> <li>個別支援計画作成会議におけるテレビ電話等の活用可能</li> <li>知的又は盲ろうあ児対象施設の人員基準の強化（福祉型障害児入所施設）【1年間の経過措置あり】</li> <li>身体拘束等の適正化のための検討委員会の設置、研修の実施等の義務化【1年間の経過措置あり】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</li> </ul>
⑨	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	・児童福祉施設を運営するに当たり満たすべき「最低基準」を定めたもの	共通②③④（障害児のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的又は盲ろうあ児対象施設の人員基準の強化（福祉型障害児入所施設）【1年間の経過措置あり】</li> <li>医療的ケア児が利用する場合の原則看護職員配置義務（児童発達支援センター）</li> <li>看護職員を配置する場合の児童指導員及び保育士の総数要件（福祉型児童発達支援センター）【1年間の経過措置あり】</li> <li>心理療法担当職員の範囲拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</li> </ul>